

事務事業評価票 [市単独補助金]

平成 26 年度

担当課 農業委員会事務局

基本事項	補助金(事業)名	農用地利用集積事業補助金			整理番号	2701	
	根拠法令等	農用地利用集積事業補助金交付要綱		実施を義務付ける規定	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし		
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第5章「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる	予算科目	6 款 1 項 1 目	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 新規	
		節	第1節 農林業の振興	区分	その他		

事業の概要等	補助金交付の対象(団体名等)	・市内在住で、認定農業者又は80a以上の経営面積を有する者 ・農地法第3条、農業経営基盤強化促進法により5年以上の賃貸借権の設定をおこなった農地の借受者…H24年度より新規設定者のみ (※同一世帯及び生産法人と、その構成員との間での設定は交付しない。)	実施期間	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	18 年度から 年度まで
	事業の背景及び概要(現状、課題)、または交付団体の活動目的、活動内容など	国では「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の中に、農業の規模拡大及び農地集積のための総合的な対策を掲げている。このような中、本市でも農用地の有効利用及び遊休農地防止を目的として、農業者の経済的支援・規模拡大意欲の向上を図り、規模拡大を行う農業者へ経済的支援を行うことにより利用集積を推進していく。 また、今年4月より「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、遊休農地対策の強化・農地台帳等の法定化を柱とし、更なる担い手への農地集積を推し進めています。			
	目指す成果 (交付対象団体等をどのような状態にしたいのか)	国・県では、10年後に目指す農業の姿として、担い手が利用する農地面積を全農地の約8割(現状約5割)へと目標を掲げています。 規模拡大を行う農業者へ経済的支援を行うことにより、農地の流動化が進み、農業従事者の高齢化による離農時のスムーズな農地の貸し借り、又は遊休農地防止へと繋がります。			
	補助金交付内容等 (積算基礎等)	新たに農地を借りた(5年以上の賃貸借権設定)時に、一定要件を満たす者に10a当たり1万円の補助を行う。 ※一定要件を満たす者…認定農業者又は80a以上の経営面積を有する者			

事業費等の推移	区分	年度				
		22年度 実績	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 予算額
	補助金交付額(千円)	1,148	1,306	1,158	1,128	1,250
	① 団体等事業費(千円)					
	② 歳入内訳(千円)					
	会費等					
	前年度繰越金					
	市補助金	1,148	1,306	1,158	1,128	
	その他の助成金					
	その他雑収入					
	次年度繰越金(②-①)	1,148	1,306	1,158	1,128	

25年度の当該団体等の事業費の主な内訳(市補助金が充当されていると思われるものから順に記載) (単位:円)

項目	金額	項目	金額

補助金の使途についての特記事項等	類似目的の補助金はなく、今後農業者の高齢化が進む中、極めて重要な補助金と考えます。
------------------	---

